

髪を持ちて家に帰り、子の為に法事を備け、其の髪を笛に入れ、仏の像の前に置き、謹みて諷誦を詠ふ。母の慈深さが故に、惡逆の子に哀感ぶる心を垂れ、其の為に善を修ふ。誠に知る、不孝の罪の報はなはだ近し、惡逆の罪後の報無きにあらず、と。

力女拘力を試る縁 第四

聖武天皇の御世に、三野國片郡小川市に一の力女有り。為人大なり。名けて三野狐と為ふ是れ昔三野國の狐を母として生れし人の四緒の孫なり。力強きこと百人の力に當る。小川市の内に住み、己が力を恃み、往還の商人を凌駕けて、其の物を取りて業とする。時に尾張国愛智郡片輪里に一の力女有り。為人少し。是れ昔元氣寺に有りし道場法師の孫なり。其れ三野狐の人物を凌駕けて取ると聞きて、試むど念ひて、蛤五十軒を捕りて船に載せ、彼の市に泊つ。また儲けで熊葛の練縄二十段を副納む。時に狐來り、彼の蛤をみな取りて売らしむ。然うして問ひて言はく「何より来る女ぞ」といふ。蛤の主答へず。また問へども答へず。重ねて四端問ふ。すなはち答へて言はく「来る方を知らず」といふ。

狐礼無しと念ひ、打たむとして起ち依る。すなはち一手をもちて待ち捉り、葛韁を以ちて一遍打つ。韁に肉著く。また一の韁を取りて一遍打つ。韁に肉著く。十段の韁をもちて、打つに隨ひてみな肉著く。狐白して言さく「服はむ。犯せり。惶し」とまうす。是に狐の力に益ることを知る。蛤の主の女言はく「今より以後、此の市に在ること得され。もし強ひて住まば終に打ち殺さむ」といふ。狐打ち貶められて、其の市に住まず。人の物を奪はず。彼の市人抱みを安穩を悦ぶ。夫れ力人の支、世を繼ぎて絶えず。誠に知る、先の世に大なる力の因を殖ゑ今に此の力を得たり、と。

漢神の祟に依り牛を殺して祭りまた生を放つ善を修ひて現に善と悪との報を得る縁 第五

攝津国東生郡撫田村に、一の富める家長公有り。姓名詳ならず。聖武太上天皇の世に、彼の家長漢神の祟に依りて禱りて祀る。七年を限りて年ごとに殺し祀るに一の牛を以ちてす。合せて七頭を殺し、七年に祭り畢る。忽に重き病を得たり。また七年の間を逕て医薬方をもちて療せどもなほ愈えず。

みゆく人を引きあける描写を含み、イメージの結びつきがみられる。三不孝を描く上巻二十三縁に、「天知地知」として、やはり「天」が述べられていた。

一僧を謂じて仏事をおこなつたのであろう。

二中巻二十三縁に、死者の頭を轄宮に納め仏前に置いたこと述べられている。遺体あるいは遺体の一部分あるいは遺骨を管に納めて仏前に安置することが追善の儀式の一部分としておこなわれたか。

三追善のために、僧に誦經をねがつて布施する。

第四縁 上巻二縁、三縁、を承ける記述を含んでいる。今昔物語集・二十二ノ十七に書承。

四拘力は仏典にみえる語。たとえば大般涅槃經・如来性品。腕力を競う意に限定されない。五岐阜市。未詳。

下文より推せば長良川の沿岸に所在。本説話が上巻二縁に跨りつけられる。それはまた上巻二縁が道場法師にかかる説話に跨りつけられることでもある。六玄孫。曾孫(孫の子)の子。二上巻二縁には「是人強力多有」とあつた。先祖と同じ能力を有することになる。

七庄して打ち負かす。「凌シヘタク」(名義抄)。国会図書館本訓訳「繁ハ駒太計」。

八名古屋市中区。上巻三縁、中巻二十七縁、と同じ地。地名表記が異なる。依然資料の用字の反映か。九大きい者と小さい者とが争い、小さい者が勝利をおさめる、といいうのは日本世界に多くみられる説話の型。一四上巻三縁。この割注によつて本説話が上巻三縁に跨りつけられる。二五食用であろう。書紀・景行天皇五

十三年條に白蛤を膽にしているのが蛤を食用にしたわが國での初出例。二六「斛」は量の単位。一斛は十斗、一斗は十升。上巻三十一縁にみえる「石」と同一の量を示す単位である。本書で見る「石」の二とおりがみられるのが度量衡の大もののかは、各一例といいう例の少なさから判然としない。二七長良川を漕航したのであろう。

八和名抄「馬鞭草久米豆良」とみえる植物は現代でも同じくマツヅラと呼ばれている。武田祐吉は本説話の「熊葛」はそれとは別で「大生ききな蔓性植物」であるとし、諸注は武田説に追随するが、再考の必要がある。道場法師の孫女の体格を、武田説はじめ諸注は大きく考えすぎているをきらいがある。室町物語の小男の草子の主人公のように、一尺程度の身長と考えるべきではないだろうか。その程度の体格の女の持つ鞭としてはマツヅラは不適当とはいえない。上巻三縁にみえる道場法師も伝説の人名タイラボボツチとイメージを重ねさせて理解する説はあるまいであろう。道場法師もおそらくは小さい体格の少年であろう。二八しなやかな彈性のある體。二九幡麾國風土記・安禾郡に御方(おほこ)黒裏の地名起源説話に「黒裏三条(さんじょう)」を述べる。

三十「黒萬(くろまつ)」と名義抄では「ツバラ」を数える助數詞が「かた」で数えてよいだろう。三一両手。万葉集・三二・三・言ハ「手(て)」。三三狐の体の肉が削ぎ落され、輦にその肉が着く。三三原文「服也、犯也」。中巻二十七縁にも降服する船人のことばばとして「犯也、服也」とみえる。三四打たれて鎮められる。「最」は職いをやめる意。三五「私」。三六「私」。三七「私」。三八「私」。三九「私」。三〇「先世殖大力因」の具体相は示されていな

ト者を喚集めて祓へ祈禱れどもまたいよいよますます病む。茲に思はく「我が重き病を得たるは、殺生の業に由るが故なり」とおもひて、病に臥したる年より已來月ごとに觸けず、六節に齋戒を受けて生を放つ業を修ふ。他の含生類を殺すを見るとときは、論ははずして贖ふ。また八方に遭りて、訪ひて生物を買はしめて放たしむ。七年の頃に迄りて、命終る時に臨みて妻子に語りて曰はく「我れ死なむ後に、十九日置きて焼くことなけれ」といふ。妻子置きて、なほ期れる日を待つ。たゞ九日を歴て還蘇りて語りてはく「七人の非人有り。牛頭人身なり。我が髪に縄を繋げて捉へて箇み往く。前の路を見れば、機關の宮有り。問ひてはく「是れ何の宮ぞ」といへば、非人悪しき眼をもちて睡眞みて逼め言はく「急に往け」といふ。宮の門に入りて白さく「召せり」とまうす。吾れ自づから閻羅王なることを知る。王問ひて言はく「斯れは是れ汝を殺せし讐か」とのたまふ。答へて曰さく「當に是れなり」とまうす。すなはち脇机と少刀とを持ち出でて白さく「急に判許りて、我が賊に殺を加へよ。」脇して歎はむ」とまうす。時に千万余人勃然に出来り、縛れる縄を解きて曰さく「此の人の咎にあらず。祟れる鬼神を祀らむが為に殺害すなり」とまうす。爰に余れを中に居きて、七の非人と千万余人と日ごとに訴へ説ふこと水と

火との如し。閻羅王判断りて、是非を定めたまはず。非人なほ強ひて白して言さく「明に知る、是の人文と作りて我が四足を轍り、廟を祀りて乞り、賊として膾して肴に食ひしことを。今切宍の如くにしてなほ屠り嗜はむと飲ふ」とまうす。千万余人また王に白して曰さく「我れ等委曲く此の人の咎にあらざることを知り、鬼神の咎なることを諷る」とまうす。王自づから思惟ひたまはく「理は多くの證にて就かむ」とおもひたまひて、八日を経已り、其の夕に詔を告はく「明日に参向によ」とのたまふ。詔を奉りて罷つ。九日に集会する。閻羅王すなはち告げ言はく「大部分判は多数くの證に由る。故に多数くに就かむ」とのたまふ。判証口に詔る。七の牛聞きて、舌を嘗め唾を飲み、膾に切ることを効にし、宍を歎ふことを効にし、慷慨みて刀を捧げて健びておのおの言はく「怨を報いざらむや。我れかつて忘れず。なほ後に報いむ」といふ。千余人、我れを衛護むこと左右前後にし、王の宮より出づ。輦に乗せて衛ひ、幡を擎げて導き、讚嘆めて送る。長跪き礼拝む。彼の衆人みな一じき色容を作す。爰に吾れ問ひて曰はく「仁者は誰人ぞ」といふ。答へてはく「我れ等は是れ汝の買ひて放ちし生なり。彼の恩を忘れず。故に今報ゆらくのみ」といふ。閻羅の闕より還轉りて、ますます誓願を發す。此れより已後、効りて神を祀らず、

い。上巻三線、中巻四線、二十七線では前世の因縁が言及される。道場法師の一族は仏教説話の枠内で活躍しているといえる。三野狐の一族はそうではない。

第五線 普業と惡業についての現報説話。今云伊勢・尾張、近江、美濃、若狭、越前、紀伊等の國の百姓が牛を殺して漢神を祭ることが、延暦十年(791)九月に禁じられている(紀紀・類聚三代格・十九)。本説話にみえる「漢神」と同一の神であろう。下文には「鬼神」と見える。元災厄がおきたばはあい、それがいかなる神の祟りによるもののか、が、「蕃神者(ハセト)」ト者(ハセト)、なののかを知った者は、その神にふさわしい方法をもちいて神の心をなぐさめて、災厄からのがれることを祈る。漢神のはあいは牛を殺して祭るのである。神に牛をささげたあとにその牛を人々が食べたことが、下文により推測される。医薬方、次にト者による祈禱、最後に仏教的善行、がこころみられる。医薬方、という順序に注目すべきであろう。

「放誕によれば六斎日。原文「毎月」とあるのでから六斎日なのであらうが、治病にかかるて説かれる「六節」が金光明最勝王經・除病品に花時、熱際、雨際、秋時、寒時、氷雪時、とされるが、この「六節」にふさわしい食生活をおくれば病は生じない」とされる。本説話の「六節」との関係は未詳。六斎日は、毎月の八、十四、十五、二十三、二十九、三十日。三生命ある

もの。三「臨命終時」(金光明最勝王經・長者子流品)。四この数字が何を意味するのかは不明。五弟子死復生經に、「七日間は殯斂する」ことと遺言し、死して蘇つた詔話がみえる。祭大この数字が何を意味するのかは不明。六八部衆、鬼神、などの類。遺体を棺に納めて祭る」と遺言し、死して蘇つた詔話がみえる。祭大この数字が何を意味するのかは不明。七八人手、両脚牛蹄(五苦章句經)。殺生の罪とかかわって説話中に登場することが多い。たとえば、冥報記・下・周武帝。本説話では牛頭人身の非人は眞卒であるとともに、主人公に殺されてがゆえに牛頭の眞卒に苦しまれられるのだ、とする説話は、日本で興盛された地獄苦癡発心因縁十王經にみえる。八冥界の王。閻羅王は「静息」「逃・囚・奴」などの意の梵語の音写とされる(翻訳名養集・ニ)が、「羅」は「王」の意の梵語の音写の略とされることが多い。閻魔王、焰魔王、といいう呼称が、後代には多く用いられた。本説話の「自知之」という記述は、その背景に閻羅王の死の怖をうかがわせる。九七人の非人は、二二膾は、魚貝や牛羊の細く切った肉。さまざまな調味料で味つけし、生で食べる。膾机は、そこで膾をつくるための机。現代のまま板。和名抄・調度部・厨膳具の「俎」の項に開元式を引用して「食刀・切机各一」とみえる「食刀」が本説話の「少刀」に、「切机」が「膾机」に、「あたるのであらう。十「ことわる」の表記を「判訴」・「判断」・「理判」・「判許」と変化させている。十一人數の多さはきわめて異様である。一二いきどおりなげく。一二荒々しくふるまう。怒号する意に用いられることが多い。「健は「健」の省文か。二冥界より帰還する行列は、現世における葬列を搜し

三宝を帰依ひ、己が家に幢を立てて寺と成し仏を安き法を修ひ生を放つ。此れより已後、号けて那天堂と曰ふ。終に病むこと無く、春秋九十余歳に死ぬ。鼻奈耶経に説きたまふが如し「迦留陀夷昔天祀主と作りて一の羊を殺ししに由りて、今に羅漢と作るといへども後に怨の報を得て婆羅門の妻に殺さる」と。最勝王経に説きたまふが如し「流水長者、十千の魚を放ち、魚天上に生れ、四十千の珠を以ちて、現に流水に報ゆ」このたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

四 しじやうしむ ほかくる
至誠心をもちて法華
あらは こじのもと を示す縁 第六

聖武天皇の御代に、山背国相楽郡に、願を發せる人有り。姓名詳ならず。四恩を報ひむが為に法花経を写し奉り、大乗を納れむが為に使を四方に遣りて白檀紫檀を求めしめ、すなはち諸楽京に得、錢百貫を以ちて買ひ、工巧人を喚び、規りて函を造らしめて経を納れ奉る。経は長く函は短し。経を納るるごと得す。檀越大に悔い、また訪ふに由無し。故に誓願を發し、經に依りて法を作け衆の僧を屈請へて、三七日を限りて悔過し哭きて曰さく「また木を得しめ

よ」とまうす。一一七日を歴て、經を講ひて試に納る。函自づから少延び、垂し
くて納ること得ず。檀越ますます精進し悔過す。一二七日を歴て、納るるにす
なはち納ること得。是に奇異ひ疑ひ思はく「もし經の短むか、もし函の延ぶ
るか」とおもひ、すなはち本の經を講ひて新しき經と均べ量るに、なほ併しく
して失はず。誠に知る、大乗不思議の力を示して、願主の至りて深き信心を
試したこと。更に疑ふべからず。

智しき者變化の聖人を誹謗
試の苦を受くる縁第

釈智光は、河内国人の人、其の安宿郡の勧田寺の沙門なり。俗姓は勧田連、
後に姓を上村主と改むるなり母の氏は飛鳥部造なり。天年聰明し。智惠第一にし
て、五種圓覚大般若心般若の等き経の疏を製り、諸の学生の為に仏の教を統伝ふ。
時に沙弥行基といふひと有す。俗姓は越史なり。越後国頸城郡の人なり。
母は和泉国大鳥郡の人、蜂田薬師の子なり。俗を捨て欲を離れ、法を弘め
まことに。母は裕宇院敏く、自然づから生れながら知りたまふ。内に菩提

ておこなわれる。二七歌謡したのであろう。
二八「長跪」は仏典語。二九漢神を祭つてかえつ
て苦難に遭つたので、神を慰護する心がおきた
のである。「効」は、侮犯、侮辱、の意(『敦煌文
獻語彙釋義』)。而して用いられてゐる語が「三宝」と対立するも
のの如くして用いられる。『極』の語が「三宝」と

一未詳。撫田村の「撫」と関係があろう。

二 聖奈耶・九の取意。衆經要集金藏論・殺害縁、諸經要集・十惡部・殺生縁にも引用。
三 金光明最勝王經・長者子水流水晶の取意。

第六縁 三宝縁・法十に引用。三宝縁より本朝法華験記・下・一〇五に書承。今昔物語集、十二ノ二十六に書承。

四「『至誠心』(觀無量寿經)」の一部。五 京都府相樂(さがの)郡、經賀(きわ)の一部。六 上巻三十五縁。

セ法華経の略名として用いられている。ハ和名抄は、胸體を色によって分け、赤いものを牛頭禪體、黒いものを紫體、白いものを白體、としている。ビヤクタンはビヤクタン科、シタソはマメ科。カ銭買貫は一千文。たとえば、この当時の二端(長四寸二厘、幅一尺四寸)の価格は二百文(石田茂作)。二二たとえば、伝云基(天皇草履筆賀愚経・大聖武経)は手紙が継七、八八(ひやくはち)、紫紙(しりふ)金字(きんじ)光明最勝王經(國分寺寺経)は料紙が継二六・四(よそく)。これが装潢されて軸が付けられるとさらに長くなる。二二細字の一巻本の法華経が下巻一縁にみえるが、本説話の法華経は特に何も記されていないことより推せば七巻本あるいは八巻本の妙法蓮華経であろう。

下巻六縁は八巻本、中巻三縁は七巻本、と推測される。函の長さのみが問題とされるのは、おそらく一函に一巻を納めたことにによる。下巻六

縁の小櫃には八巻が一括して納められている。法華經を函に納めるイメージは、下巻六縁の法華經を小櫃に納めるイメージに結びついている。
三三施主。函を作らせた人。三三相談したが解決の方法が無い。三三蜜經。法十は「またこと木をとももむるに、とぶらひえす」とし、「訪」を新しく白螺紫檀を求める意に解している。三四法華經に帰依し、法事をおこなう。一二もう少しで納めることができるので、「原文『増加』」「増加マスマス」「加ヘマスマス」古証点にみえる。二七はげみつてゐること。大波羅蜜のひとつ。八經が縮んだのが、函が伸びたのか。

第七縁 三宝綱・法三・扶桑略記・天平十七年(西暦一月二十一日条に引用。日本往生極樂記上)に書承。日本往生極樂記により朝法華陰記上、「今昔物語集」十一ノ二に書承。

「「變化」は仏菩薩が姿をかえて現れること」如是種種變化現身〔妙法蓮華經・妙音菩薩品〕。行基大徳は文殊師利菩薩成道(上巻五縁)、三云興寺の僧。彼の著般若心經述義序に「然自志学」至「于天平勝宝四年、一合三十箇年」とあり、天平勝宝四年(西暦三)に四十五歳であったことがわかる。行基より約四十歳年少であったことがわかる。行基より約四十歳年少。

三 大阪府原市、羽曳野市あたり。三三所在未詳。三三次田里とも表記する。三三本書で「姓」の語がさし示すものは「姓(性)」「氏(氏)」「氏と姓」の三種がある。「氏」の語は「氏と姓」をさし示すばかりである。氏が飼田・姓が通、氏が上・姓が村主、氏が飛鳥部・姓が造。三三舍利弗(倉利子)に關していくわれることが多い。三睡舍利子、三孟懿祖堂修述、一團千解(以般若心經詮旨解)。散佚。

惡逆子愛妻將殺母謀現報被惡死縁第二

吉志火麻呂者、武藏國多麻郡鴨里人也、火麻呂之母者、卑部真智也、聖武天皇御世、火麻呂、大伴名姓不分明、筑紫前守所点、心經二年、母隨子往、而相餌養、其婦者、留國守家、時火麻呂、離己妻去、不昇妻愛、而發逆謀、思殺我母、遭其喪服、免役而還、与妻俱居、母之自性、行善為心、子語母言、東方山中、七日奉說法花經有大会、率母聞之、母所欺、念將聞經免心、洗湯淨身、俱至山中、予以牛目毗母而言、汝地長跪、母瞻子面、而答之曰、何故然言、若汝託鬼耶、子拔橫刀、將殺母頸、母即子前長跪而言、殖木之志、為得彼葉、並隱其影、養子之志、為得子力、并被子養、如恃樹漏雨、何吾子違思、今在異心耶、子遂不聽、時母侘祭、著身脫衣、置於三处、子前長跪、遺言而言、為我詠裏、以一衣者、我兄男汝得之也、一衣者、贈我中男貺也、一衣者、贈我弟男貺也、逆子步前、將殺母頸之頸、裂地而陷、母即起前、抱子髮、仰天哭願、吾子者、託物為事、非實現心、願免罪貺、猶取髮留子、終陷也、慈母持髮歸家、為子備法事、其髮入管、置仏像前、謹請飄誦矣、母慈深故、於惡逆子、垂哀愍心、為其修善、誠知、不孝罪報甚近、惡逆之罪、非無彼報矣、

- 1 早
- 2 習
- 3 作
- 4 子(來國)ナシ
- 5 而(來國)ナシ
- 6 母頸母(來)母々
- 7 頭之頸(來)一頭之
- 8 笃
- 9 深(來國)一深深
- 10 無(來國)一無無

力女擒力試縁第四

聖武天皇御世、三野國片栗郡小川市、有一力女、為人大也、名為三野狐、是昔三野國為母生人之四繼孫也、力強當百人力、住小川市内、恃己力、凌弊於往還商人、而取其物為業、時尾張國愛智郡片輪里、有一力女、為人少也是昔有元興寺、遭場法師之孫也、其聞三野狐凌弊於人物、而取、念試之、始捕五十斛載船、泊彼市也、亦儲備副納熊葛練韁廿段、時狐來、彼始皆取令壳、然問之言、自何來女、蛤主不答、亦問不答、重四逼問、乃答之言、來方不知、狐念無礼、打起依、即一手待捉、葛韁以一逼打之、韁著肉、亦取一韁、一逼打之、韁著肉、十段韁、隨打皆著肉、孤白之言、服也、犯也、惶也、於是知益於狐之力也、蛤主女言、自今已後、在此市不得、若強住者、終打殺也、狐所打戰、不住其市、不奪人物、彼市人皆悅安穩、夫力人支、繼世不絕、誠知、先世殖大力因、今得此力矣、

- 1 小(來國)少
- 2 一力(來國)一方
- 3 小(來國)少
- 4 郡(來)一群
- 5 一力(來)一方
- 6 捕(來國)一桶
- 7 始(來國)一解
- 8 之(來國)々
- 9 之(來國)々
- 10 益(來國)蓋
- 11 文一爻

依漢神崇殺生而祭又修放生善以現得善惠報縁第五

攝津國東生郡撫田村、有一富家長公、姓名未詳也、聖武太上天皇之世、彼家長、依漢神崇、而齋之祀、限于七年、每年殺祀之以牛、合殺七頭、七年祭畢、忽得重病、又逕七年間、医藥方療、猶不愈、喚集卜者、而祓祈禱、亦弥增病、於茲患之、我得重病、由殺生業故、自臥病年已來、每月不歇、大節受齋戒、修放生業、見他殺含生之類、不論而贖、又遣八方、訪買生物而放、迄七年頃、臨命終時、語妻子曰、我

- 1 合(國)貪
- 2 訪(來國)ナシ
- 3 購(來國)ナシ

死之後、十九日置之冥燒、妻子置之、猶待期日、唯歷九日、還蘇而語、有七人非人、牛頭人身、我髮繫繩、捉之竄往、見之前路、有樓閣宮、問是何宮、非人惡眼睡臥、而逼之言、急往、入于宮門、而自召之、吾自知之閻羅王也、王問言、斯是殺汝之讐、答曰當是、則體肌骨少刀持出白、急判許、加殺我賊、儻而敵之、時千万余人、勃然出來、解繩繩、曰、非此人咎、所崇鬼神、為祀殺害、爰余居中、而七非人、与千万余人、每日訴訟、如水火、閻羅王判斷之、不定是非、々人猶強白言、明知、是人作主、截我四足、祀廟乞、賊贍食肴、今如切矣、猶欲屠咱、千万余人、亦白、王曰、我等委曲、知非此人咎、識鬼神咎、王自思惟、理就多證、經八日已、其夕告詔、參向明日、奉詔而罷、九日集會、閻羅王、即告之言、大分理判、由多數證、故就多數、判許已訖、七牛聞之、嘗舌飲睡、切膾為効、歟六為効、慷慨捧刀、而建各言、不報怨哉、我曾不忘、猶後報之、千万余人、衛繞於我、左右前後、自王宮出、乘輦而荷、擎幡而導、讚嘆以送、長跪禮拜、彼衆人皆、作一色容、爰吾問曰、仁者誰人、答、我等是汝貪放生、不忘彼恩、故今報耳、自閻羅國還甦、增發誓願、從此已後、效不祀神、歸信三寶、己家立幢、成寺安佛、修法放生、從此已後、号曰那天堂矣、終無病、春秋九十余歲而死也、如鼻奈耶經說、迦留陀夷、昔作天祀主、由殺一半、今雖作羅漢、而後得怨報、於婆羅門之妻所殺云々、如最勝王經說、流水長者、放十千魚、々生天上、以珊瑚珠、現報流水者、其斯謂之矣、

4 間(國)一門

5 白(國)一白

6 拆(米國)一利

7 贈(米國)一贈

8 実(米傍書「ナマス」)一兒

9 人(米國)一ナシ

10 宋一完

11 刀一力完

12 曾(米國)一当

13 酒(米國)一獨

14 豐(米國)一拳

答(米)一若

15 茶耶(來)一李那

16 冊(米國)一冊

17 者(來)一長者

至誠心奉写法華經有驗示異事縁第六

聖武天皇御代、山背國相樂郡、有発願人、姓名未詳也、為報四恩、奉写法華經、為納大乘、遣使四方、求白檀紫檀、乃得諸藥京、以錢百貫而買、喚工巧人、規令造函、以奉納、經、々長函短、納經不得、檀越大悔、又訪無由、故發誓願、依經作法、屈請衆僧、限二七日、悔過哭口、亦令得木、歷二七日、請經試納、函自少延、垂不得納、檀越增加、精進悔過、歷二七日、納乃得納、於是奇異疑思、若經短矣、若延函矣、即請本經、与新經、以均量之、猶佯不失、誠知、示於大乘不思議力、試于願主至深信心、更不可疑也、

1 謹(來)一祥

2 檀(來)一檀

3 木(來)一未

4 延函(來函延)一函若延函

1 連(來)一速

2 聰(來)一聰

3 繼(來)一說

4 子(來)一ナシ

5 姑(來)一姑之

6 訣(來)一非